

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第37回 相模原市地域公共交通会議【文書協議】		
事務局 (担当課)		まちづくり計画部 交通政策課 電話042-769-8249(直通)		
開催日時		【協議期間】令和3年3月22日(月)~令和3年3月29日(月)		
開催場所				
出席者	委員	16人(別紙のとおり)		
	事務局			
公開の可否		可	不可	一部不可
		傍聴者数		
公開不可・一部不可の場合は、その理由		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、文書協議にて実施。		
会議次第		<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活交通維持確保路線及びコミュニティ交通の運行継続について 2 内郷地区乗合タクシー「おしどり号」の事業者選定について 3 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 菅井地区、篠原地区におけるデマンド交通の令和2年度運行実績について 2 根小屋地区乗合タクシー「くっしー号」停留所の移設について 		

審議経過

新型コロナウイルス感染拡大防止のため文書協議で実施。

(は委員の発言、 は事務局の発言)

- (1) 生活交通維持確保路線及びコミュニティ交通の運行継続について
協議内容は資料 1 のとおり。
委員のうち、15 名が「同意する」、1 名が「無回答」と回答。
原案のとおりで承認。

- (2) 内郷地区乗合タクシー「おしどり号」の事業者選定について
協議内容は資料 2、別紙資料 1 のとおり。
委員のうち、15 名が「同意する」、1 名が「無回答」と回答。
原案のとおりで承認。

【意見】

入札資格を「市緑区内に営業所のある交通事業者を対象に選定」することについて、業務の内容からは緑区内に限る合理性に疑問がある。緑区に事業所があることが必須条件とは思われないので「市内に営業所のある事業者」へ変更することを提案する。

入札資格を限定していることに対して補足説明を次のとおり行った。

乗合タクシーの運行は、国への許可申請が必要となり、この申請の指針となる処理方針では、輸送の安全及び利用者利便性の確保をすることを目的とし、区域運行を行う営業所は営業区域内にあることを要する。しかし、営業区域を内郷地区に限定すると事業者が著しく制限されてしまう。また、「おしどり号」は、現在各便の始発時間の 30 分前まで受付をしており、1 台の定員を超える予約があった場合は増便を行う。また、各停留所へは最短で 30 分以内に到着することで利便性の確保を図っている。緑区以外からの対応になると、距離や渋滞等を考慮すると 30 分以内に到着することが困難なため、現状よりも予約締切時間を延長する必要が生じ、利便性の低下を懸念する。

地域の実情と利便性の兼ね合いを考慮し、本市では、事業者選定を「内郷地区」に限定せず「緑区内に営業所のある交通事業者を対象に選定」することを提案している。

「30 分以内」の制限を理解した。

- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
協議内容は資料 3 のとおり。
委員のうち、15 名が「同意する」、1 名が「無回答」と回答。
原案のとおりで承認。

【報告事項】

- (1) 菅井地区、篠原地区におけるデマンド交通の令和2年度運行実績について
報告内容は資料4のとおり。
意見等なし。

- (2) 根小屋地区乗合タクシー「くっしー号」停留所の移設について
報告内容は資料5のとおり。
意見等なし。

以 上

令和2年度相模原市地域公共交通会議 委員名簿			
	所 属	役 職	氏 名
1	横浜国立大学大学院	教授	中村 文彦
2	東洋大学 国際学部 国際地域学科	教授	岡村 敏之
3	一般社団法人 神奈川県バス協会	常務理事	小堤 健司
4	一般社団法人 神奈川県タクシー協会相模支部 相模原地区会	地区長	大畠 雄作
5	神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会	事務局次長	高橋 和彦
6	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部次長	露木 輝久
7	国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	小泉 伸介
8	神奈川県警察本部	都市交通対策室長	阿部 勇
9	神奈川県県土整備局都市部	交通企画副課長	山際 健一
10	相模原市自治会連合会	理事	志村 勝美
11	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら	理事	中西 知子
12	公募市民	公募委員	中島 毅俊
13	公募市民	公募委員	飯塚 重善
14	公募市民	公募委員	大塚 章
15	相模原市	道路部長	小池 稔
16	相模原市	まちづくり計画部長	椎橋 薫